

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

令和元年11月22日

金 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県介護保険法事務処理規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県介護保険法事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年11月22日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第49号

富山県介護保険法事務処理規則の一部を改正する規則

富山県介護保険法事務処理規則（平成11年富山県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第15号中「様式第15条」を「様式第15号」に、「後見人 ・ 保佐人」を「法定代理人 ・ 同居の親族」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、様式第15号の改正規定（「様式第15条」を「様式第15号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この規則による改正前の富山県介護保険法事務処理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（高齢福祉課）

